

京都市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成25年11月11日京都市条例第18号）（保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課）

京都市社会福祉審議会条例について、次のとおり規定を整備することとしました。

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行により社会福祉法の一部が改正され、社会福祉審議会（以下「審議会」といいます。）の委員の数の上限については、条例で定めることができることとなったことに伴い、委員の数の上限を50人以内とすることとしました。
- 2 審議会の定めるところにより、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができることとする規定を設けることとしました。
- 3 児童福祉法に規定する児童福祉に関する事項を京都市子ども・子育て会議において調査し、及び審議することとするに伴い、規定を整備することとしました。
- 4 臨時委員の名称を特別委員に変更することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第18号

京都市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

京都市社会福祉審議会条例の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第5条第1項、第3項及び第5項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第5条を第6条とする。

第4条第6項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(組織)

第2条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)